

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症は、急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど、我が国にとってはもちろんのこと国際的な脅威となっている。

政府は、これまで感染拡大防止に向けた対策を講じてはきたものの、長野県佐久保健所管内においても感染者が確認されるなど、状況は時々刻々と変わり未だ終息に向けた見通しは立たず、国民の不安はますます高まっている。

よって、本市議会は、国会及び政府において、市民等の安心・安全を確保するとともに、不安を解消するため、早急に感染拡大の防止策を講じ、市民への影響を最小限に抑えるよう、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 検査・医療体制の更なる整備と充実を図ること。
- 2 正確な情報を速やかに提供すること。
- 3 国民生活と地域経済や各産業への影響を最小限にとどめるよう努めること。
- 4 マスクや消毒液など医療関係物資の安定した供給に取り組むこと。
- 5 学校の臨時休業に伴う子どもたちの心のケアや家庭への支援を実施すること。
- 6 感染防止に向けた柔軟な働き方への支援と推進を行うこと。
- 7 予防・診断・治療に向けた技術の早期確立に努めること。
- 8 地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 3月 9日

佐久市議会

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
外務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（新型コロナウイルス対策担当）